

令和4年3月23日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

市民建産常任委員会
委員長 古賀 誠 視

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第110条の規定により報告します。

記

第12号議案 古賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、国民健康保険事業費納付金の負担増に対応するため、被保険者均等割額等の改定を要することから、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 今回の改正案では所得割率は現行のままとし、全体で2%の税込増となるよう、均等割額と平等割額をそれぞれ増額改定するもの。
2. 現行の税率での税込見込額の試算では税込不足が見込まれる。税込不足を全て保険税で賄うとしたら、全体で約7%の税込増が必要になるが、コロナ禍で世帯の収入や就業形態が不安定な状況が続く中で、一度に7%の保険税増を求めることは難しいと判断し、税額の激変緩和策として、基金を取り崩して不足する分に充てることで、税込増を2%に抑えた改定案とした。
3. 国民健康保険運営協議会からの付帯意見について、重く受け止めている。健康介護課と市民国保課で連携し、現在取り組んでいる特定健診、保健指導、さらに今年度からスタートした高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施においてハイリスク者への重症化予防を新たに取り入れるなど、付帯意見としていただいたところは、特に重要視しながら進めていきたい。

【意見】

(反対意見)

国民健康保険税の引上げを少ない幅で頑張ろうという市の努力は認めるが、被保険者にとって引上げは負担が大きく、認められない。特に新型コロナの影響を受けている国保の被保険者も多いと考えられ、これから高齢化社会への対応等も難しくなり、基金の取崩しや一般会計からの繰り出しを増やして市民の負担を減らし、さらに安定した国保運営を行うためには、国に対して負担金を増やすように訴えていかなければ、

これから先の国保運営が難しくなると考え、反対。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第13号議案 古賀市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、道路占用料の額を国が定める額に準拠して改定するため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 道路占用料の額は国が定めており、古賀市では平成25年度から改正しておらず、今回国が定める額に準拠するよう改正するものである。
2. 道路占用料徴収条例の中には、これまで電柱や地下に埋設される管類のみ規定されていたが、道路法施行令の中には、他にも工作物や高架下の用地の利用の仕方についても規定があり、占用料を徴収できるような設定にしたいと今回の改正に至った。
3. 現在、占用許可を出しているものは現状のままで、条例改正後は改正後の占用料を徴収する。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第14号議案 古賀市住宅新築資金等貸付事業特別会計設置条例を廃止する条例の制定について

本案は、古賀市住宅新築資金等貸付事業について、償還に係る現年調定が令和3年度末で終了することに伴い、令和4年度以降貸付金の回収事務を一般会計にて行うため、条例を廃止するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 現在回収が困難な案件が15件、このうち新築と改修の両方で借りている方がおり、人数としては13名。亡くなっている方が3名、残りの10名は相続人の方で、相続人も含め所在を確認している。
2. 新型コロナが収束した折には、自宅訪問を実施するなど、今後一般会計になっても職員体制をしっかりとって回収に当たっていきたい。
3. 回収状況は一般会計の歳入で適宜報告することになる。

【意見】

(賛成意見)

国が行っている住宅新築資金等償還推進事業などの補助の活用により早く債権を整理し、1日も早く償還が終わることを強く願って、賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第27号議案 通信回線を用いた電子計算機の結合について

本案は、滞納処分に係る預貯金等照会・回答業務のデジタル化に当たり、通信回線を用いた電子計算機の結合を行う必要があるため、市議会の議決を求めるもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 結合するのは4月1日からであるが、データ収集については最長6か月間でできるので、それより前の部分も調査する。
2. 市民に直接的に影響を与えるものではないが、調査が紙媒体からデータでのやりとりとなり、紙媒体での調査期間は約2、3か月かかっていたのが、データでは10日前後で回答を得られるために迅速に動くことができ、納税相談などがきめ細かくできるのではないかと考えている。
3. 直接金融機関とデータのやりとりをするものではない。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。